

法務大臣認証 第39号
厚生労働大臣指定 第11号
かいけつサポート ADR 機関

個別労働関係紛争解決のしおり

あなたの職場のトラブル
社労士会労働紛争解決センター千葉に
あっせん申立てしてみませんか



法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター千葉

社労士会労働紛争解決センター千葉

社労士会労働紛争解決センター千葉（以下「解決センター千葉」という。）は「裁判外紛争解決手続の利用に関する法律（ADR法）」に基づいて法務大臣の認証と、「社会保険労務士法」に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、千葉県社会保険労務士会が行う、個別労働関係紛争を「あっせん」手続により、簡易・迅速に円満な解決を図る機関です。

個別労働関係紛争とは

労働条件その他労働関係上の問題について、個々の労働者と事業主の間で、お互いの主張が食い違っていることをいいます。

「あっせん」の手続とは

解決センター千葉のあっせん委員が、紛争当事者である労働者と事業主から交互に言い分を聞き、公正・中立の立場で、当事者の歩み寄りを促し紛争を解決に導く制度です。

あっせんは、どちらが正しいかを判断するものでなく、当事者双方に譲り合いを勧めてお互いにとって最善と思われる解決策を提案はしますが強制することはありません。

「あっせん」のメリットは

簡単な手続きで申立ができ、早期に解決が図れます。

和解ができれば裁判などを回避できます。

裁判とは異なり非公開ですから、プライバシーが守られます。

よくある質問

1 あっせん申立てについて

- Q 1 職場のトラブルであれば、どんな内容でも申立てできますか？
- Q 2 あっせん申立てをするにはどうしたらよいですか？相談できますか？
- Q 3 申立ては自分ですることが必要ですか？
- Q 4 あっせん申立書にはどんなことを書けばよいのですか？

2 「あっせん手続」の流れ、費用、実施日など

- Q 5 申立てをしてからの手順はどうなりますか？
- Q 6 申立ての費用はいくらですか？
- Q 7 あっせんは、いつ、どこで行いますか？
- Q 8 あっせんは、具体的にはどのように進められますか？
- Q 9 あっせん期日に出席しましたが、相手方が、なかなか和解案に応ずる気配がない場合は、あっせん委員はどうするのですか？
- Q 10 解決センター千葉に申立てをすると何か法律的な利益がありますか？

3 更に詳しく理解するために

- Q 11 あっせん委員には、どのような人になるのですか？
- Q 12 あっせん委員は、忌避（他のあっせん委員に交替）できますか？
- Q 13 「解決センター千葉」と千葉労働局の「紛争調整委員会」との違いは何ですか？
- Q 14 申立ての内容について熟知している者（上司、同僚などの参考人）がいる場合、あっせん期日に出席し、発言してもらえますか？
- Q 15 相手方が申立てに応じない場合はどうなりますか？
また、申立てをしたことにより、相手方から不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合、どうしたらいいですか？
- Q 16 和解成立による終了や相手方が申立てに応じず終了する場合以外に、あっせん手続が終了することがありますか？
- Q 17 提出した個人情報資料等は、あっせん手続後に返してもらえますか？
- Q 18 個人情報等の秘密は守られますか？
- Q 19 あっせん手続に関して、あっせん委員および解決センター千葉に苦情がある場合は、対応してもらえますか？
- Q 20 成立した和解契約の内容について、当事者の一方が履行（実行）しないときは、どうすればいいですか？

1 あっせん申立てについて

Q1 職場のトラブルであれば、どんな内容でも申立てできますか？

A 解決センター千葉で対象とするのは個別労働関係紛争だけです。つまり、労働契約（解雇、出向・配転や賃金未払いに関する事など）やその他の労働関係（職場内のいじめ・嫌がらせなど）についての、個々の労働者と事業主との間の紛争が対象になります。

以下のようなものは対象になりません。

- ▶ 労働組合と事業主との紛争（集団的労働紛争）
- ▶ 労働者と事業主との間の私的な金銭貸借問題等
- ▶ 労働局紛争調整委員会及び都道府県労働委員会においてあっせんを実施中の紛争
- ▶ 募集・採用に関係した紛争及び退職後の紛争。ただし、その退職の原因となった解雇は対象となります。

Q2 あっせん申立てをするにはどうしたらよいですか？ 相談できますか？

A あっせん申立ては、「あっせん手続申立書」（13頁に掲載）を解決センター千葉に提出することから始まります。

予め「あっせん相談申込書」（12頁に掲載）で申込んでいただくと、解決センター千葉のあっせん相談員が、本パンフレット「個別労働関係紛争解決のしおり」を使用して、あっせん制度について手続のながれや「あっせん手続申立書」の書き方などの詳しい説明をするほか、必要に応じて紛争の内容を詳しく聴いたうえで、客観的に問題点を整理し、「あっせん手続申立書」を提出するためのサポートをいたします。

次のような場合は、先に千葉県社会保険労務士会「総合労働相談所」で、今困っていることがどのような状態なのか、どのような解決方法があるのかを相談されることをお勧めします。

- ・ 一方的に労働条件を下げられた
- ・ たびたび退職勧奨を受けている
- ・ 長時間労働が続き体調を崩して休業中 など

千葉県社会保険労務士会「総合労働相談所」
千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル7F
(千葉県社会保険労務士会事務所内)
毎週水曜日 10:00～16:00
電話 043-224-8701
要予約
<https://www.sr-chiba.org/consult/free>

千葉県社会保険労務士会の下記の支部でも無料相談所を開設しています。
開設日時、場所、予約方法など確認の上ご利用ください。

千葉支部 電話 043-224-9027

<https://sr-chibashibu.org/soudan.html>

船橋支部

利用できる制度：FACE無料労働相談

<https://srfunabashi.com/>

東葛支部 電話 04-7136-2560

https://sr-toukatsu.org/consultation_meeting/

Q3 申立ては自分ですることが必要ですか？

A 申立ては、本人が直接行うことができますが、専門家の力を借りるために特定社会保険労務士や弁護士に代理人を頼むこともできます。

特定社会保険労務士は、社会保険労務士のうち、所定の研修を受け国家試験に合格した者です。なお、紛争の目的価額が120万円を超える場合には、特定社会保険労務士が単独では代理人となることができず、弁護士と共同して代理人となる必要があります。

特定社会保険労務士名簿は千葉県社会保険労務士会のホームページの開業社
労士名簿 <https://www.sr-chiba.org/list/srlist> で特定社会保険労務士を検索でき
ます。

Q 4 あっせん申立書にはどんなことを書けばよいのですか？

A 所定の用紙（13 頁に掲載の「あっせん手続申立書」、14 頁に記入例掲載）に
次のことを記入してください。

- ① 申立ての年月日
- ② 申立人（労働者又は事業主）の住所、氏名、連絡先
- ③ 被申立人（相手方である労働者又は事業主）の住所、氏名、連絡先
- ④ 紛争の概要（いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことをしたか、又は
されたか、その結果今どのような紛争状態になっているかなど。）
- ⑤ 解決を求める事項（申立人は、どうして欲しいのか。）など
- ⑥ 他の解決機関の利用状況や労働組合への相談の有無など

紛争についての関係資料等があれば一緒に提出してください。

2. 「あっせん手続」の流れ、費用、実施日など

Q 5 申立てをしてからの手順はどうなりますか？

A 解決センター千葉は、申立書を受付けると次のように進めます。

- ① 申立書の内容を審査します。
- ② 解決センター千葉で対象とする事案であれば受理します。
- ③ 申立ての内容を相手方に通知し、相手方があっせんに応ずる意思があ
るか否かを確認します。
- ④ 相手方からあっせんに応ずるとの意思表示があった場合、あっせん委
員が期日（あっせんを行う日）を指定し、期日の7日前までにこれを関

係者に通知します。

- ⑤ 期日前に、相手方から、答弁書（申立ての内容を認めるか、あるいは否認するかの意向および申立てについての反論とその理由を簡潔に記載した書面）とそれに関係する資料を提出していただき、1回の期日で和解の成立を目指します。
- ⑥ 和解が成立した場合は、あっせん委員が起案し、当事者双方とあっせん委員が署名押印した和解契約書を3部作成します。（これは、当事者双方と解決センター千葉で保管します。）これで、あっせん手続は終了します。
- ⑦ 上記①～⑥の期間はおよそ1か月を目指しています。
- ⑧ 相手方があっせん手続に応じない場合は、そこであっせん手続は終了します。

Q 6 申立ての費用はいくらですか？

A 現在、経過措置により無料です。

Q 7 あっせんは、いつ、どこで行いますか？

A 早期開催できるよう調整します。原則として休日（土曜日・日曜日・祝日年末年始）を除く9：00～12：00、13：00～17：00に、解決センター千葉の専用個室において非公開で行います。ただし、休日もしくは夜間又は解決センター千葉以外の場所を希望されるときはご相談ください。配慮します。

Q 8 あっせんは、具体的にはどのように進められますか？

A あっせんは、労働問題に精通した特定社会保険労務士である「あっせん委員」

が公正・中立の立場で行います。

まず、当事者双方から交互に言い分をしっかりと聴取します。その上で自主的な紛争解決の努力（話し合い、譲り合い）を促し、紛争の実情に即した迅速な解決を図っていきます。

具体的には、話し合いを基本に、あっせん委員が和解案を双方に示すことにより、最終的に「和解契約書」にまとめることで解決に導きます。

その間、当事者同士が顔を合わせることはありません。また、あっせん委員が和解案を強制することはありません。

Q9 あっせん期日に出席しましたが、相手方が、なかなか和解案に応ずる気配がない場合は、あっせん委員はどうするのですか？

A あっせん委員は、当事者又は代理人からその主張、理由、説明等を求め、要点を確認して粘り強く互譲を勧めます。

しかし、あっせん委員が、これ以上双方の歩み寄り認められず和解が成立する見込みがないと判断した場合は、あっせん手続は和解不成立となって終了します。

Q10 解決センター千葉に申立てをすると何か法律的な利益がありますか？

A 申立人が、同じ内容の紛争について裁判所で訴訟中の場合、当事者の共同申出がなされたときは、受訴裁判所の決定で訴訟手続は一時中止され、解決センター千葉のあっせん手続が優先される場合があります。

また、時効によって権利を失う事案については、あっせん委員が和解成立の見込みがないことを理由にあっせん手続を終了した場合、当事者とその旨の通知を受けた日から1か月以内に訴えを提起すれば、解決センター千葉に申立てをした日（申立て受理日）に遡って時効が中断されます。

時効によって権利を失う不利益を心配することなくあっせん手続に専念できるということです。

3. 更に詳しく理解するために

Q11 あっせん委員には、どのような人になるのですか？

A 特定社会保険労務士の中から、労働問題に精通し、かつ個別労働関係紛争の法制に関し造詣が深く、紛争解決の実務経験及び能力を有する者が原則として2名、解決センター千葉の所長により選任されます。また、申立事案の内容により、弁護士があっせん委員に加わる場合もあります。

Q12 あっせん委員は、忌避（他のあっせん委員に交替）できますか？

A 当事者は、あっせん委員についてあっせんの公平な実施を妨げる事情があるときは、解決センター千葉に忌避を申し出ることができます。そして、その申出が相当であるときは、当該あっせん委員の指名を取消し、後任のあっせん委員が指名されます。なお、当事者の利害関係人、親族、後見人等は、あっせん委員にはなれません。

Q13 「解決センター千葉」と千葉労働局の「紛争調整委員会」との違いは何ですか？

A あっせん手続により個別労働関係紛争を解決するという点では、両者は共通していますが、次のような違いがあります。

- ① 千葉県労働局の紛争調整委員会は行政が実施しているのに対して、解決センター千葉は社会保険労務士の社会貢献活動の一環として行う民間型のADR（Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手続）機関です。
- ② 解決センター千葉は当事者の秘密を守るため解決センター千葉の専用個室で平日の9:00～17:00の時間帯にあっせんを行うのが原則ですが、特別な事情がある場合、利用者の便宜を考えて他の場所や休日又は夜間

の時間帯に行うことがあります。

- ③ 紛争の目的価額（例えば、解決金として〇〇円支払って欲しい。）が120万円を超える場合、あるいは超えると予想される場合に、代理人を立てて申立てを行おうとすると、労働局では目的価額に関わらず特定社会保険労務士が単独で代理人を務めることができますが、解決センター千葉では特定社会保険労務士が単独で代理人になることができず、弁護士と共同で代理人とならなければなりません。

Q14 申立ての内容について熟知している者（上司、同僚などの参考人）がいる場合、あっせん期日に出席し、発言してもらえますか？

- A** あっせん委員が認めた場合は、上司や同僚などがあっせんの期日に出席して発言することができます。

Q15 相手方が申立てに応じない場合はどうなりますか？

また、申立てをしたことにより、相手方から不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合、どうしたらいいですか？

- A** 相手方がこの申立てに応じる意思がない場合は、解決センター千葉でのあっせんはできず、あっせん手続は終了します。

また、相手方からの不利益処分を受けた場合には、解決センター千葉にご相談ください。

Q16 和解成立による終了や相手方が申立てに応じず終了する場合以外に、あっせん手続が終了することがありますか？

- A** 次のような場合にもあっせん手続が終了します。

- ① 当事者の一方が正当な理由なくあっせん期日に欠席し、又は当事者の一方が和解する意思がないことを明確にするなど、あっせん委員が和解の成立の見込みがないと認めたとき
- ② 申立人が、書面または口頭で取下げを求めたとき
- ③ 被申立人が、書面または口頭で手続終了を求めたとき
- ④ 当事者の一方が死亡したとき

Q17 提出した個人情報資料等は、あっせん手続終了後に返してもらえますか？

A 提出された資料はお返しします。ただし、そのコピーはあっせん終了の日から10年間厳正な取り扱いにより保管し、その後適正に廃棄処分いたします。

Q18 個人情報等の秘密は守られますか？

A あっせん委員および申立てに携わる解決センター千葉の役員及び職員には、守秘義務が課されており、お預かりしたコピーを含めてその秘密が外部に漏れることは一切ありません。

ただし、事前に当事者のご了解を得た場合には、当事者の氏名等が特定されない形で、研修の資料等に利用させていただくことがありますので、ご了承願います。

なお、万が一、秘密を洩らした者がいた場合は、厳正に処分されます。

Q19 あっせん手続に関して、あっせん委員および解決センター千葉に苦情がある場合は、対応してもらえますか？

A 苦情の申出があった場合には、解決センター千葉の内規により直ちに苦情相

談員を選任して調査し、責任をもって公正かつ適正な措置を講じます。

Q20 成立した和解契約の内容について、当事者の一方が履行(実行)しないときは、どうすればいいのですか？

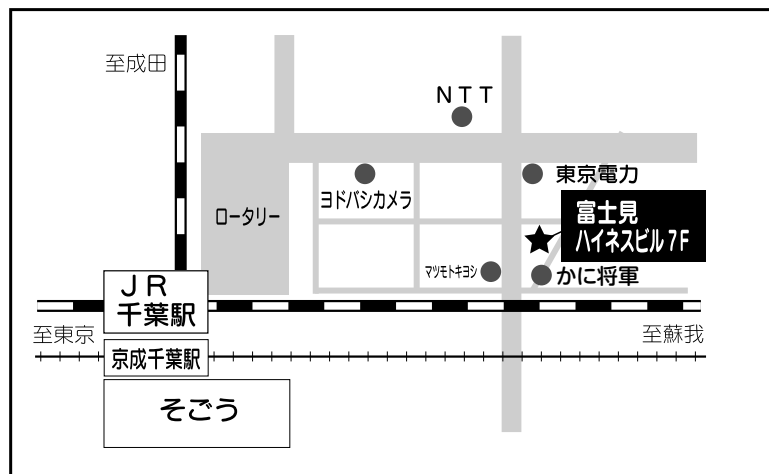
A 一般には、信義誠実の原則に則り、和解の内容が履行されることと思われませんが、この和解契約には、民法上に和解の効力を有するものの、法律的強制力がありませんので、相手方に対して強制することはできません。

ただし、和解契約の内容を債務名義にすることで、法律的強制力を持たせることができます。

債務名義にするには次の方法があります。

- ① 簡易裁判所で和解契約を内容とする即決和解の手続きをとる。
- ② 公証役場で相手方が強制執行を認諾する旨の公正証書を作成する。

千葉県社会保険労務士会へのアクセス



FAX 043-223-6005

あっせん相談申込書

申込人氏名		電話番号	
携帯電話		メールアドレス	@
申込人住所	〒		
紛争の内容 (概要)			
相談したいこと	<input type="checkbox"/> 制度の概要について <input type="checkbox"/> あっせん申立てできる内容かどうか <input type="checkbox"/> 申立書の書き方又は申立てについて <input type="checkbox"/> その他 ()		
相談希望日	第1希望	月 日	午前 午後
	第2希望	月 日	午前 午後
	第3希望	月 日	午前 午後
	※調整します。(いずれかに○)		

● お問い合わせ ●



法務大臣認証 厚生労働大臣指定
社労士会労働紛争解決センター千葉

千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 7F 【千葉県社会保険労務士会内】

TEL:043-223-6002(代) FAX:043-223-6005

《URL》<https://www.sr-chiba.org> 《E-mail》info@sr-chiba.org

あ っ せ ん 手 続 申 立 書

紛 争 当 事 者	フリガナ 氏 名 住 所	〒 TEL () FAX ()
	名 称 代表者氏名 所 在 地	〒 TEL () FAX ()
	※労働者が労働している事 業場の名称及び所在地	
紛争の概要		【概略を簡潔に記入、詳細は別紙を作成し添付下さい。】
解決を求める事項 (理由も含む)		【概略を簡潔に記入、詳細は別紙を作成し添付下さい。】
その他参考になる事項		

令和 年 月 日

社労士会労働紛争解決センター千葉 所長 殿

申立人 氏名(名称)

㊟

申立人 代理人

㊟

あ っ せ ん 手 続 申 立 書

紛争当事者	フリガナ 氏名	ロウドウ ハナコ 労働 花子 〒 - 千葉市中央区
	住所	TEL (. . . .) FAX ()
	名称 代表者氏名 所在地	株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 〒 - 船橋市
	※労働者が労働している事業場の名称及び所在地	株式会社 ○○ ○○店 ○○市
紛争の概要	○年○月○日に入社して、○○を担当していたが、2か月目に店長から仕事ができないので担当を変えろといわれ給料を下げられた。労働契約書と違うので説明を求めたが、納得いく説明をしてもらえなかった。それどころか退職勧奨を繰り返し受けるようになり、退職せざるを得なかった。解雇だと主張したが離職票には自己都合とされていた。 【概略を簡潔に記入、詳細は別紙を作成し添付下さい。】	
解決を求める事項 (理由も含む)	1 退職理由は解雇であり、離職票の解雇理由の訂正を求める。 2 解雇予告手当の支払いと、経済的・精神的な苦痛に対する解決金として○○円の支払いを求める。 【概略を簡潔に記入、詳細は別紙を作成し添付下さい。】	
その他参考になる事項	他の救済機関は利用していない。 労働組合はない。	

令和 ○年 ○月 ○日

必ず記入

社労士会労働紛争解決センター千葉 所長 殿

代理人を選任したときに記入

申立人 氏名（名称） 労働 花子 ①

申立人 代理人 **特定社会保険労務士 社労 太郎 ①**



法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター千葉

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 7F
千葉県社会保険労務士会内 TEL.043-223-6002